

裁判員制度スタート!

いよいよ、5月21日から裁判員制度がスタート

裁判員制度が、5月21日から施行されます。

施行の日以降に起訴された事件について裁判員裁判が実施されますので、実際の裁判員裁判は早くても7月頃から始まることとなります。個々の事件に参加していただく裁判員を選ぶためにお送りする「選任手続期日のお知らせ」は、選任手続期日の6週間前までには発送しなければならないとされていますから、裁判員候補者の方に最も早くこの「お知らせ」が届けられるのは、今年の6月中になるものと見込まれています。なお、この「お知らせ」が届けられるのは、昨年末に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が裁判所より送付された方の中から、さらにくじで選ばれた方となります。

裁判員制度の意義

さて、裁判員制度とは、国民の皆さんの中から選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。

6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合に、どのような刑にするかを判断します。

裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されるので、裁判に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

※各地の裁判所のウェブサイトへは、こちらのサイトよりどうぞ。

2009(平成21)年度 隣保館教養文化活動講座生募集!!

隣保館では町内の皆様と各種講座を通じて相互交流を促進するために教養文化活動の講座生を募集します。お誘い合わせの上、ご参加下さい。

※各教室とも受講希望の方は、平成21年5月8日(金)までに隣保館(☎77-1199)へお申し込みください。
定員を超える場合は抽選にて決定します。決定した方には通知をお送りいたします。

講座名 (募集人数)	講座開催日	開始時間	場所	講師
太極拳 (12名)	毎月第1・3火曜日	午後7:00～	教養娯楽室(2F)	岡本裕之先生
水墨画 (10名)	毎月第2・4金曜日	午後7:00～	教養娯楽室(2F)	木内和美先生
パッチワーク (7名)	毎月第2・4火曜日	午後1:30～	教養娯楽室(2F)	松代映子先生
ギター(初級) (20名)	毎月第2・4土曜日	午後2:00～	教養娯楽室(2F)	竹内岩夫先生
ストーンアート(石の亀づくり) (10名)	第2・4月曜日(6月～9月)	午後7:00～	保健衛生室(1F)	関原順子先生
手芸教室 (10名)	毎月第1・3土曜日	午後1:30～	教養娯楽室(2F)	富田里美先生